



宮 崎 県 公 報

平成19年3月16日(金曜日)号外 第23号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

規 則

○看護大学授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則……………(福祉保健課) 1

○宮崎県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則……………(高齢者対策課) 1
○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………(会計課) 2
○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………(警察本部) 2

規 則

看護大学授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第九号

看護大学授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則

看護大学授業料等の徴収に関する規則(平成八年宮崎県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条(見出しを含む。)中「聴講生」を削る。

第六条の見出し中「授業料」を「学生に係る授業料」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による授業料の免除の額は、原則として各期分の授業料について、その全額又は半額とする。

第七条を次のように改める。

(特別聴講学生に係る授業料の免除)

第七条 知事は、他の大学、短期大学等との間に特別聴講学生に係る授業料を免除する旨の協定を締結している場合においては、別に定めるところにより、当該特別聴講学生の履修科目の履修に係る授業料を免除することができる。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

宮崎県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第十号

宮崎県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県介護保険財政安定化基金条例施行規則(平成十二年宮崎県規則第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「以下「条例」という。」を削る。

第二条から第四条までを削る。

第五条中「基金から」を「宮崎県介護保険財政安定化基金(以下「基金」という。)から」に、「法」を「介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)」に改め、「計画期間」の

下に「(法第百四十七条第二項第一号に規定する計画期間をいう。以下同じ。)」を加え、「別記様式第二号」を「別記様式第一号」に改め、同条を第二条とする。

第六条第二項中「別記様式第三号」を「別記様式第一号」に改め、同条を第三条とする。

第七条第一項中「別記様式第四号」を「別記様式第三号」に改め、同条を第四条とする。

第八条第四項中「別記様式第五号」を「別記様式第四号」に改め、同条を第五条とする。

第九条を第六条とする。

第十条第一項中「別記様式第六号」を「別記様式第五号」に改め、同条を第七条とする。

第十一条を第八条とし、第十二条を第九条とする。

別記様式第一号を削る。

別記様式第二号中「(第5条関係)」を「(第2条関係)」に、「第5条の」を「第2条の」に改め、同様式を別記様式第一号とする。

別記様式第三号中「(第6条関係)」を「(第3条関係)」に改め、同様式を別記様式第二号とする。

別記様式第四号中「(第7条関係)」を「(第4条関係)」に、「第7条の」を「第4条の」に改め、同様式を別記様式第三号とする。

別記様式第五号中「(第8条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同様式を別記様式第四号とする。

別記様式第六号中「(第10条関係)」を「(第7条関係)」に、「第10条第1項」を「第7条第1項」に改め、同様式を別記様式第五号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の宮崎県介護保険財政安定化基金条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の宮崎県介護保険財政安定化基金条例施行規則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第十一号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則 (昭和三十九年宮崎県規則第十一号)

の一部を次のように改正する。

別表第一第二号 158 を次のように改める。

158 居宅サービス事業者指定申請手数料

別表第一第二号中 495 を 505 とし、166 から 494 までを 176 から 504 までとし、176 の前に次のように加える。

173 介護老人保健施設開設許可更新申請手数料

174 介護療養型医療施設指定更新申請手数料

175 介護予防サービス事業者指定更新申請手数料

別表第一第二号中 165 を 172 とし、164 を 171 とし、171 の前に次のように加える。

168 居宅サービス事業者指定更新申請手数料

169 居宅介護支援事業者指定更新申請手数料

170 介護老人福祉施設指定更新申請手数料

別表第一第二号中 163 を 167 とし、159 から 162 までを 163 から 166 までとし、163 の前に次のように加える。

159 居宅介護支援事業者指定申請手数料

160 介護老人福祉施設指定申請手数料

161 介護療養型医療施設指定申請手数料

162 介護予防サービス事業者指定申請手数料

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第十二号

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の

一部の施行期日を定める規則

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (平成十九年宮崎県条例第三十号) 附則第一項ただし書に規定する改正規定中第二条第一項の改正規定の施行期日は、平成十九年三月十六日とする。